

京都市都市計画局総合評価落札方式活用ガイドライン

【工事監理業務委託編】

令和7年2月

京都市都市計画局

目 次

1	総合評価落札方式の概要	2
1-1	はじめに	3
1-2	総合評価落札方式とは	4
1-3	総合評価落札方式の選択	4
2	実施手順	6
3	落札者決定基準の作成	8
3-1	評価項目の設定	9
3-2	配置予定技術者のヒアリング	9
3-3	評価基準及び配点の設定	9
4	落札者の決定	17
4-1	技術提案書の評価	18
4-2	評価方法	18
4-3	落札者の決定方法	18
5	その他の留意事項	20
5-1	履行確保と不履行の場合における措置	21
5-2	中立かつ公正な評価の確保	21
5-3	評価結果の公表	22
5-4	落札者決定基準作成における留意事項	22
5-5	その他	23

1 総合評価落札方式の概要

1-1 はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等によって品質が左右されます。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務等についても公共工事と同様に業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与え、その成果は、公共工事の総合的なコストの縮減や工期、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなります。

これまでから、都市計画局では、工事について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の理念を尊重し、ガイドラインを作成し、総合評価落札方式による発注を行っております。

委託業務についても、国土交通省において「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が定められています。そこでは、工事監理業務を含む調査・設計の発注に当たっても技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式及び総合評価落札方式のいずれかの方式を選定し、発注するとされています。

また、品確法については、令和元年6月に改正され、公共工事だけではなく、公共工事に関する調査等についても法律の対象として位置づけられました。今後は、工事監理業務委託についても品質確保を図る上でより一層適切な監理を行うことが必要となります。

本ガイドラインは、品確法の趣旨を踏まえ、工事監理業務委託を行うに当たり、総合評価落札方式を適用する意義を示すとともに、都市計画局における総合評価落札方式の的確な活用促進を図ることを目的に策定したものです。

1-2 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式は、従来の価格競争のみによる落札方式とは異なり、価格と価格以外の契約の条件（例えば、実施方針、取組意欲、企業の実績、技術者の能力等。以下「技術提案等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする落札方式です。

総合評価落札方式の実施に当たっては、手続開始から契約までに時間を要することや、手続に伴う事務量が増大すること等が課題となりますが、技術提案等の内容を評価することにより、不良不適格業者を排除し、適切な競争参加者の選定を行うことができます。

また、価格のみではなく、総合的な評価によって落札者を選定することは、発注者にとっては、技術提案等に基づいた業務の効果的な履行が確保され、成果品の品質の向上を図る上で有効です。

さらに、入札参加者から技術提案等を募集し評価することで、民間技術を活用した業務の品質の向上につながるとともに、価格以外の要素を考慮した競争が行われることにより談合が行われにくい環境が整備されることも期待されます。

1-3 総合評価落札方式の対象

(1) 対象とする業務

総合評価落札方式は、事前に業務の仕様を確定可能であるが、価格に加えて企業の実施方針、実績等を総合的に評価することで、業務成果の品質に相当程度の差異が生じることが期待できる工事監理業務に対して実施できることとします。

なお、総合評価落札方式を採用する工事監理業務については、低入札価格調査制度を適用します。

また、京都市総合評価競争入札の実施に関する要領における総合評価落札入札の適用範囲は、以下のとおりです。

京都市総合評価競争入札の実施に関する要領（抜粋）

（適用範囲）

第2条 次に掲げる要件のいずれにも該当する契約は、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 性能、機能、構造、デザイン、規模、履行方法その他の仕様の全部又は一部について、あらかじめ定めることができないもの
- (2) 価格その他の契約の条件を総合的に勘案しての相手方を決定しようとするもの
- (3) 契約の条件のうち主に価格をもって契約の相手方を決定しようとするもの
- (4) あらかじめ落札者を決定するための基準を定めることができるもの
- (5) 工事の請負に係る契約にあつては、予定価格が50,000千円を超えるもの。ただし、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を特に審査・評価する必要がある場合にあつては、この限りでない。
- (6) 工事の請負以外の契約にあつては、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの

2 前項に規定する契約について総合評価競争入札により契約を締結しようとするか否かについては、契約ごとに、入札手続に要する日数及び事務負担の増大その他の負担の増加と、契約の目的の達成の水準の向上その他の効果を総合的に勘案して定めるものとする。

(2) 総合評価落札方式の選択方法

総合評価落札方式の工事監理業務委託を選択する場合には、委託仕様書の作成の際に業務の内容を把握します。

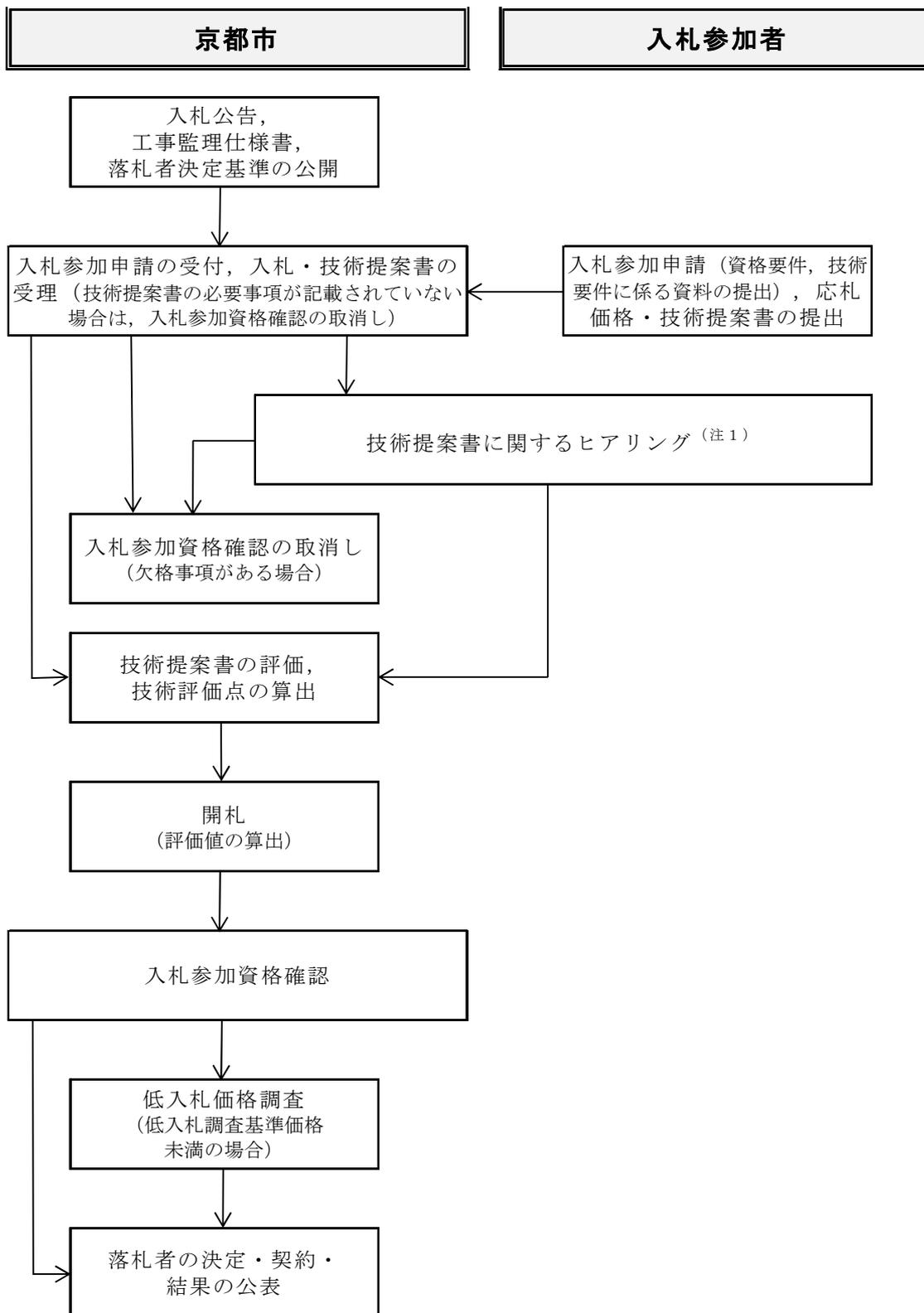
その結果、当該業務の実施方針等に関する技術提案を求めることによって品質の向上を期待できる場合には、総合評価落札方式を選択し、入札参加要件として一定の資格等を付すことにより品質が確保できる場合は、価格のみの競争入札を選択します。

総合評価落札方式を行う場合は、企業や技術者の実績等に加え、工事監理業務の実施方針等を技術提案として提出を求め、価格との総合評価を行い、最適な者を選定します。

2 実施手順

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手続は、以下のとおりです。

入札参加資格事後確認型



(注1) 必要に応じて実施

3 落札者決定基準の作成

3-1 評価項目の設定

評価項目は、業務の特性に応じて業務委託ごとに定めるものとします。評価項目の設定の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

評価項目		細目		適用
定量評価	企業の能力及び経験等	技術力	同種・類似工事の業務実績	○
			業務成績評定	△
		地域貢献度	所在地	○
			防災協定・災害応援実績等	△
	担い手確保	若手技術者の活用	○	
	配置技術者の能力 (管理技術者、担当技術者)	技術力	配置技術者の同種・類似工事の業務実績	○
			配置技術者の業務成績評定	△
			配置技術者の継続教育 (CPD)	△
専任性		配置技術者の手持ち業務数	○	
定性評価	業務実施方針及び手法	業務理解度	業務内容、業務背景、手続への理解度	○
		実施方針	業務への取組体制、監理チームの特徴、業務フロー・工事工程監理計画、特に重視する配慮事項等	○

(凡例) ○：基本的に全ての業務委託に共通して適用 △：必要に応じて適用

3-2 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者等に対するヒアリングは、技術提案の内容について確認が必要な場合等に実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、落札者決定基準に予定日時等を記載します。

3-3 評価基準及び配点の設定

技術提案書は、評価項目の特性を踏まえ評価基準及び配点に基づき、点数化して評価します。

評価基準及び配点については、業務の特性により委託ごとに定めます。

工事監理業務委託では、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求めて価格との総合評価を行います。価格と技術の評価に関する配点の比率は原則 1 : 1 とします。

点数化の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 数値方式（定量評価）

評価項目の性能等が数値化できる場合の評価方法です。この場合、標準的には、必要となる最高の性能等の数値に評価点の満点、最低限の要求水準を満たす性能等の数値に0点を付与し、中間の性能等は、その性能の程度により点数を付与します。

(2) 判定方式（定性評価）

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法です。例えば、3段階の階層（優／良／可）で評価を行う場合には“優”に該当するものには満点、“良”に該当するものには満点の1／2程度の点、“可”に該当するものは0点を付与します。また、4段階以上で評価することもできます。

以下に、評価項目における評価基準及び配点の設定例を示します。

分類	評価項目	評価基準		得点化基準例及び配点例				
				A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
企業の能力及び経験等	技術力	○年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の工事監理業務の実績を評価する。		同種業務の実績あり 6点	類似業務の実績あり 3点	実績なし 0点		
	地域貢献度	本店の所在地について評価する。		本店の所在地が京都市内 2点		本店の所在地が京都市外 0点		
	担い手確保	若手技術者を配置した場合に評価する。		若手技術者を配置する 1点		若手技術者を配置しない 0点		
管理技術者の能力	技術力	○年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の工事において、管理技術者として従事した同種又は類似工事の工事監理業務の実績を評価する。		同種業務の実績あり 6点	類似業務の実績あり 3点	実績なし 0点		
	専任性	業務委託期間内の本業務と重複して従事することとなる他の手持ち業務を評価する。		専任している 3点		兼任している 0点		
担当技術者の能力	技術力	○年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の工事において、担当技術者として従事した同種又は類似工事の工事監理業務の実績を評価する。	建築担当技術者	同種業務の実績あり 2点	類似業務の実績あり 1点	実績なし 0点		
			電気担当技術者	同種業務の実績あり 2点	類似業務の実績あり 1点	実績なし 0点		
			機械担当技術者	同種業務の実績あり 2点	類似業務の実績あり 1点	実績なし 0点		

	専任性	業務委託期間内の本業務と重複して従事することとなる他の手持ち業務の状況を評価する。	建築担当技術者	専任している	2つの業務を兼任している	3つ以上の業務を兼任している		
				2点	1点	0点		
			電気担当技術者	専任している	2つの業務を兼任している	3つ以上の業務を兼任している		
				2点	1点	0点		
			機械担当技術者	専任している	2つの業務を兼任している	3つ以上の業務を兼任している		
				2点	1点	0点		
業務の実施方針及び手法	業務理解度	業務内容、業務背景、手続への理解度を評価する。	極めて評価できる	やや評価できる	評価できる	やや評価できない	評価できない	
			8点	6点	4点	2点	0点	
	実施方針	業務への取組体制、監理チームの特徴、業務フロー・工事工程監理計画、特に重視する配慮事項等について、的確性、実現性等を評価する。	極めて評価できる	やや評価できる	評価できる	やや評価できない	評価できない	
			12点	9点	6点	3点	0点	

※ 各項目の得点化基準及び配点は一例です。業務特性に応じて、業務ごとに定めます。

《評価基準に関する補足説明》

1 企業の能力及び経験等

(技術力)

(1) 同種・類似工事の業務実績

ア 過去の工事監理業務の業務実績を評価します。業務実績は、公共工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）における業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に登録済みのものとし、その写しを確認します。また、当該実績の対象施設の規模や構造、内容等の詳細については、当該実績業務の委託契約書や設計図書等の写しにより確認します。

イ 業務実績が共同体（以下「JV」という。）の場合には、代表者として従事した業務実績のみを評価します。

ウ 評価の対象とする期間は原則として過去15年（当該年度を除く過去15年＋当該年度とする。）とします。ただし、技術革新がめまぐるしい工事や新技術を採用する工事等の監理業務については、適宜評価の対象とする期間を設定します。

(2) 業務成績評定

ア 過去の業務成績評定の平均値を評価します。

イ 対象となる業務実績がない場合は、最低評価相当として取り扱います。

ウ 業務成績評定の平均値は、小数点以下第一位を切捨て、整数で評価を行います。

エ 評価の対象とする期間は、原則として過去15年とします。

(地域貢献度)

(3) 所在地

本店の所在地が、京都市内の場合に評価します。

(4) 防災協定・災害応援実績等

ア 入札参加者単独もしくは所属する団体の防災協定の締結状況を評価します。

イ やむを得ない理由を除き、当該工事期間中に防災協定を解約する場合は、不履行とみなします。

ウ 本市が災害を受けた際の災害応援実績があれば、評価します。

(担い手確保)

(5) 若手技術者の活用

ア 当該監理業務委託において、配置が求められている管理技術者及び担当技術者以外に若手技術者（技術提案書の提出時点において満40歳以下の者とする。）を配置した場合に評価します。

イ 配置する若手技術者は、常勤の自社社員であり、かつ技術資料の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとします。また、当該業務に全期間従事することを原則とします。

ウ 入札参加者は、配置する若手技術者を担当技術者としてテクリスに登録することとします。

2 配置技術者の能力

管理技術者及び担当技術者の業務実績等を評価します。

(技術力)

(1) 同種・類似工事の業務実績

ア 業務実績はテクリスに登録済みのものとし、その写しを確認します。また、当該実績の対象施設の規模や構造、内容等の詳細については、当該実績業務の業務計画書や設計図書等の写しにより確認します。

イ テクリスに登録されていない業務実績の場合は、委託契約書の写し及び成果品等の写しにより確認します。

ウ 評価の対象とする期間は原則として過去15年（当該年度を除く過去15年＋当該年度とする。）とします。ただし、技術革新がめまぐるしい工事や新技術を採用する工事等の監理業務については、適宜評価の対象とする期間を設定します。

エ 契約工期の全期間に従事していなかった場合は、業務実績として評価しません。

(2) 業務成績評定

ア 配置予定技術者が担当した過去の工事監理業務委託の業務成績評定の平均値を評価します。

イ 対象となる業務実績がない場合は、最低評価相当として取り扱います。

ウ 業務成績評定の平均値は、小数点以下第一位を切捨て、整数で評価を行います。

エ 評価の対象とする期間は、原則として過去15年とします。

(3) 継続教育（CPD）

ア 配置予定技術者のCPD単位の取得状況の評価します。

イ 対象となるCPDは、以下の団体等（以下「証明団体」という。）が証明するCPDとします。なお、建築又は建築設備の分野分類の区分にかかわらず、評価の対象とします。

- ・ 建築CPD運営会議^{※1}
- ・ 建築設備士関係団体CPD協議会^{※2}
- ・ (公財) 建築技術教育普及センター
- ・ (公社) 日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会
- ・ (一財) 建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局）
- ・ (公社) 空気調和・衛生工学会
- ・ (一社) 建築設備技術者協会

※1：建築CPD運営会議

学識経験者、国土交通省、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）、(公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一社) 日本建築構造技術者協会、(一財) 建設業振興基金で構成

※2：建築設備士関係団体CPD協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）で構成

ウ 確認は、これらの証明団体が発行する実績証明書の写しにより行います。

エ 1年間の単位取得率は次式により求めます。

$$(1年間の単位取得率) = (年間取得単位数) \div (年間推奨取得単位数) \times 100 (\%)$$

オ 年間推奨取得単位数は実績証明書を発行する証明団体における年間推奨取得単位数とし、当該年

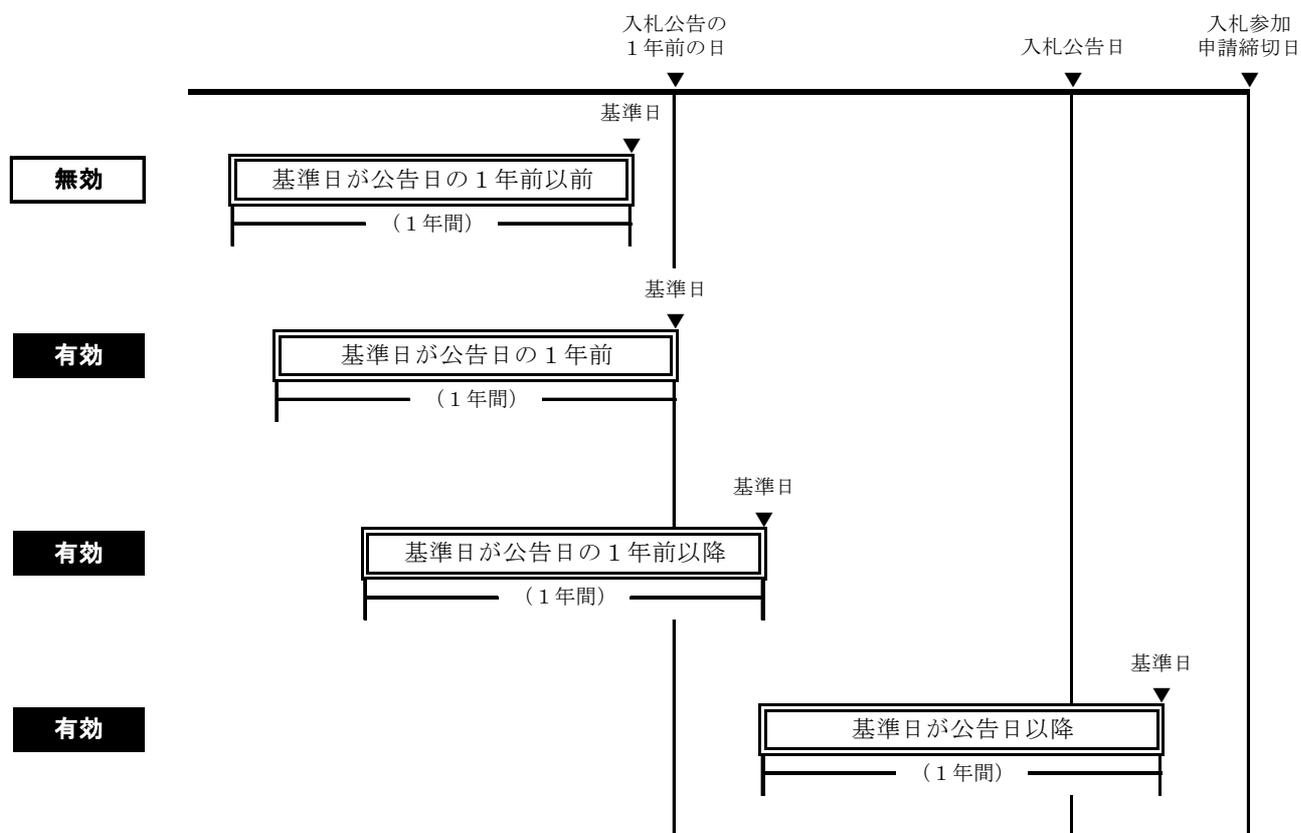
度の4月1日時点での年間推奨取得単位数とします。また、落札者決定基準には各証明団体の年間推奨取得単位数を明記することとします。

(参考：令和7年1月時点での各証明団体における年間推奨取得単位数は以下のとおり。)

- ・ 建築CPD運営会議及び建築設備士関係団体CPD協議会並びに（公財）建築技術教育普及センター
 建築CPD情報提供制度における推奨単位数（年認定時間）：12単位
- ・ （公社）日本建築士連合会に加盟する各都道府県建築士会
 建築士会CPD制度における能力開発の目標単位数：12単位
- ・ （一財）建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局）
 建築・設備施工管理CPD制度の推奨認定CPD単位：12CPD単位
- ・ （公社）空気調和・衛生工学会
 SHASE-CPDにおける年間目標ポイント：50ポイント
- ・ （一社）建築設備技術者協会
 年間推奨単位数：35単位

カ 複数の証明団体で取得した証明書の合算は認めません。

キ 有効な単位は、CPD単位の最終取得日を「基準日」とし、「基準日」から1年間（「基準日」から「基準日」の1年前の日の翌日までの間）に取得した単位とします。ただし、「基準日」が入札公告日の1年前の日から入札参加資格申請の締切日までにあるものを有効とします。



(専任性)

(4) 手持ち業務数

ア 業務委託期間内の配置予定技術者の本業務と重複して従事することとなる他の手持ち業務を確認し、専任性を評価します。

イ 手持ち業務については、業務の一部を担当している場合も含め、全て記載します。

3 業務実施方針及び手法

業務を行う上での実施方針及び理解度について評価します。

(1) 業務理解度

業務の目的や内容及び背景、工事の特殊性への理解度や課題の把握、課題に対する対応方針等、業務内容への理解度を評価します。

(2) 実施方針

業務への取組体制、監理チームの特徴、業務フロー、工事工程の監理計画、工事監理業務を行う上で特に重視する配慮事項等について、的確性、実現性について評価します。

4 落札者の決定

4-1 技術提案書の評価

技術提案書の評価は、発注者の恣意性を排除し、京都市都市計画局建築工事総合評価落札方式評価要領に基づき設置された総合評価落札方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、中立かつ公正に行うものとします。

4-2 評価方法

評価値の算出方法として、工事監理業務委託では、以下の算出方法を採用します。

評価値の算出方法は、加算方式とし、以下のとおりとします。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

ア 価格評価点の算出方法（この計算結果における端数処理は行わないものとします。）

価格評価点 ＝ （価格評価の配点）×（1－入札価格／予定価格）

イ 技術評価点の算出方法

技術評価点 ＝ 技術評価の得点

4-3 落札者の決定方法

落札者は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者とします。

<落札者とする要件>

- (1) 技術提案書の提出期日までに必要事項等について記載漏れのない技術提案書を提出していること。
- (2) 技術提案書における欠格事項がないこと。
- (3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ただし、提出された技術提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、契約課への通知を行うとともに、同課において入札参加者の競争入札参加資格の確認を取り消します。

<欠格事項>

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- (2) 技術提案書の記載内容による履行では、確実な履行の確保ができないと判断できる場合
- (3) 技術提案書の記載内容が、他の技術提案書提出者の記載内容の全部又は相当の部分と同一であると判断できる場合（全部又は相当の部分に記載した全ての技術提案書提出者を対象とします）
- (4) 技術提案書の記載内容が、法令若しくは契約の条件に違反する場合
- (5) 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- (6) その他、評価委員会が不適切と認める場合

(参考)

総合評価落札方式の落札者の決定方法（例）

1 以下により算出される評価値を持って、総合評価し、評価値が最も高い者を落札者とします。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点＝（価格評価の配点）※×（1－入札価格／予定価格）

※価格評価の配点と技術評価の配点は、原則1：1とします。

技術評価点＝技術評価の得点

2 落札者の決定

技術評価の配点：50点

予定価格：50,000,000円

調査基準価格：40,000,000円

失格基準価格：39,200,000円

	技術評価点 (技術評価の配点 50点)	入札価格	価格評価点	評価値	評価順位	結果
	A		B	A+B		
a	45	48,000,000	2	47	3	
b	42	45,000,000	5	47	3	
c	38	43,000,000	7	45	5	
d	40	41,000,000	9	49	1	落札
e	37	39,500,000	10.5	47.5	2	低入札調査
f	37	38,000,000	—	—	—	失格

5 その他の留意事項

5-1 履行確保と不履行の場合における措置

(1) 委託期間中における履行確認

技術提案書に記載した内容（以下「提案内容」という。）については、業務計画書に記載するとともに責任を持って確実に履行する必要があります。提案内容の履行状況については、適宜受発注者間で確認を行うものとし、確認の結果、提案内容が履行できなかった場合には、次項の規定に従い、違約金の請求や成績評定での減点等を行います。また、業務計画書には履行確認の時期や確認方法等を記載することとします。

ただし、提案内容のうち本市が書面にて採用しない旨の通知を行った内容については、履行してはならないものとしてします。

(2) 技術提案した内容を履行しなかった場合の措置

受注者は提案内容を誠実に履行しなければなりません。万一、受注者が提案内容を履行しようとし、又は提案内容と異なる内容を履行しようとするときは、本市は期限を定めて提案内容の履行を求めます。それでも本市の指定する期限までに履行しないときには、受注者に対し違約金の請求を行います。

なお、やむを得ない理由があるとして事前に本市の文書による承諾を得たときは、提案内容を履行せず、又は提案内容と異なる内容を履行することができます。また、提案内容のうち本市から受注者に対し採用しない旨の通知を行った個別の提案内容については、契約条件とはなりませんので、この限りではありません。

違約金を請求する場合の額は、次式により算出します。また、違約金の請求の有無にかかわらず、提案内容を履行しない又は提案内容と異なる内容を履行した場合には、成績評定において減点を行うとともに、内容によっては別途損害賠償請求を行うことがあります。更に、提案内容を履行する意思が受注者に認められない等、特に悪質であると認められるときは、契約課と協議のうえ、業務委託契約を解除する等の措置をとる場合があります。

$$[\text{違約金}] = A (C1 - C2) \div B$$

ただし、

A : 予定価格

B : 価格評価の配点

C1 : 当初の提案内容に基づく技術評価点

C2 : 履行した内容に基づく技術評価点

違約金は、1円未満を切捨てます。

算出された違約金には消費税及び地方消費税を含まないため、違約金の徴収に当たっては、消費税及び地方消費税を加算した金額を徴収します。

5-2 中立かつ公正な評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づく地方自治法施行規則第12条の4の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験者への意見聴取を行います。

また、学識経験者から落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、地方自治法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定基準に基づく技術提案等の評価結果について、2人以上の学識経験者への意見聴取を行います。同条第5項に基づき改めて意見を聴く場合は、原則、同条第4項に基づき意見聴取を行った学識経験者を含めた学識経験者へ意見を聴くものとします。

(2) 技術提案書の取扱い

技術提案書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とし、提出された技術提案書は返却しないものとします。

また、発注者は、技術提案書に記載された内容について、提案者以外の者に知られることのないように取扱うものとし、提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。

5-3 評価結果の公表

評価結果の公表は、実施要領に基づき契約課が行います。

公表される事項は、①件名、②入札日時、③予定価格、④低入札調査基準価格、⑤落札業者名、⑥入札参加者の入札価格、⑦入札参加者の技術評価点、⑧入札参加者の評価値です。

5-4 落札者決定基準作成における留意事項

(1) 落札者決定の方法

落札者決定の方法については、決定の手順、各資料の提出期限、ヒアリングの有無等落札者を決定するまでの必要な事務手続について入札参加者に対し明確に伝える必要があります。よって、落札者決定基準は、提出期限、条件、その他留意事項を詳細に記載することとします。

(2) 技術提案書

評価項目について、発注者は入札参加者に対し、どのような技術提案を求めるのかを明確にし、課題等を設定しなければなりません。評価内容及び評価基準についても、具体的に記載し、入札参加者に評価基準を的確に伝えられるようにするとともに、提案事項に対しての評価が容易となるような設問方法についても検討が必要です。

また、技術評価点の配分等は業務委託ごとに定めることとしていますが、その根拠については明確にしておく必要があります。

なお、技術提案書の枚数の差やカラーでの作成は、評価における不公平感に繋がる可能性があり、入札参加者に過度な負担を求めることとなります。また、入札参加者に過度な負担を求めることは、入札参加、意欲の減退にも繋がります。一方で、様式等において確認のために必要な事項については、漏れなく記載を求め、また、記載してもらう必要があります。

このため、技術提案書については、原則として項目ごとに1枚（A4、モノクロ刷り）程度とし、提案書の様式については必要なことだけが記載されるよう工夫が求められます。

(3) 秘匿性の確保

技術提案書の評価は、公平性を保つために匿名で評価することを原則としています。

このため、技術提案書は、企業名や企業のロゴ等の記載をしないように落札者決定基準等で定める必要があり、実績評価を確認するための資料等の匿名では評価できないものについては、様式として定めている提案書とは別で提出させる等の考慮が必要です。

5-5 その他

(1) 苦情等の対応

苦情等の申し立てがあった場合には、工事監理業務の担当課と都市総務課は連携し、誠意をもって対応するものとします。

なお、説明に対して提案者の理解が得られない場合については、京都市都市計画局苦情処理体制要領に定める委員会に対して意見を求めることができるものとします。

(2) 技術提案書による予定価格の変更

技術提案書に記載された内容については、原則として、予定価格変更の対象としません。

令和2年7月	京都市都市計画局総合評価落札方式活用ガイドライン 【工事監理業務編】	制定
令和7年2月	同 上	改訂